

岡崎市における空家等対策に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と、愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、岡崎市内における空家等対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携、協力し、目的なく承継される空家等の発生抑制、空家等の管理の適正化、流通及び活用等、総合的な空家等対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者

（取組事項）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 目的なく承継される空家等の発生抑制に関すること。
- (2) 空家等の適切な管理に関すること。
- (3) 空家等の流通及び活用の促進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（情報の共有及び発信）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項の実施にあたり、情報の共有及び発信に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたり、市広報、ホームページその他の方法により、啓発に努めるものとする。

2 甲は、第3条の取組事項を実施するにあたり、所有者等の同意を得て、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。

(乙が主体となって取り組む事項)

第6条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供、紹介等の協力を行うものとする。

2 乙は、乙が主催する相談業務において、所有者等による第3条の取組事項に関する相談を実施するよう努めるものとする。

3 乙は、第3条に掲げる取組事項に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了又は変更等の申し出がないときは、本協定書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報のみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月24日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長 内田康宏

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長

和田博恭